

官報号外

昭和三十六年三月三十日

○第三十八回衆議院會議錄 第二十二号

昭和三十六年三月三十日(木曜日)

議事日程 第十七号

昭和三十六年三月三十日

午後一時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改

正する法律案(内閣提出、參議

院送付)

第二 租税特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官訴追委員の予備員の選挙

炭鉱災害防止に関する決議案(田

中榮一君外二十八名提出)

日程第一 簡易生命保険法の一部

を改正する法律案(内閣提出、

參議院送付)

日程第二 租税特別措置法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

国内旅客船公団法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

港湾法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

核原料物質、核燃料物質及び原子

炉の規制に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部

を改正する規程案(議院運営委

員長提出)

衆議院法制局職員定員規程の一部

を改正する規程案(議院運営委

員長提出)

○議長(清瀬一郎君) 裁判官訴追委員の予備員が一名欠員となっておりますので、この際、同予備員の選挙を行ないます。

○田邊國男君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行なう順序については議長において定められます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

炭鉱災害防止に関する決議案を議題とした。

○議長(清瀬一郎君) 炭鉱災害防止に関する決議案を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和三十六年三月十六日

提出者

田中 榮一外二十八名

賛成者

有馬 英治外百八十五名

炭鉱災害防止に関する決議案

最近相ついで発生する大規模の坑

内災害により、多数の尊い犠牲者を

出している実情にかんがみ、政府は、

次の方策を講じて人命尊重の精神を

徹底し、炭鉱災害の再発防止に万全

を期すべきである。

一 石炭鉱業安定政策の確立

二 鉱山保安監督行政の拡充強化

三 鉱業法、鉱山保安法の抜本的

炭鉱災害防止に関する決議案(田

中榮一君外二十八名提出)

(委員会審査省略要件)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、田中榮一君外二十八名提出

炭鉱災害防止に関する決議案は、

提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。長谷川四郎君。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。長谷川四郎君登壇。

○議長(清瀬一郎君) たゞいま議題となりました炭鉱災害防止に関する決議案に

つきまして、自由民主党、日本社会

党、民主社会党を代表して趣旨の説明を行ないます。

○議長(清瀬一郎君) まず、決議の案文を朗読いたします。

○議長(清瀬一郎君) ます、決議の案文を朗読いたします。

一 石炭鉱業安定政策の確立

二 鉱山保安監督行政の拡充強化

三 鉱業法、鉱山保安法の抜本的

改正

四 保安施設改善困難な炭鉱の休

廃山に伴う諸対策の確立

五 炭鉱の保安設備改善のための

政府の援助

六 遺族の完全援護

右決議する。

案されました炭鉱災害防止に関する決議案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

昨年九月二十日には、豊州炭鉱の水没事故で六十七人の痛ましい犠牲者を出し、このたびは、上清炭鉱の坑内火災で七十一人という戦後最大の事故を発生させ、その痛ましい涙もかわぬわずか一週間後、またまた、大辻炭鉱の大災害により二十六名の尊い生命が奪われましたことは、まさに痛恨の事であります。

鉱山保安法が施行されて以来、すでに十二年も経過しているにもかかわらず、こうした炭鉱災害による犠牲者が今日もなおお跡を断たないといふのが深刻な現実は、明らかに保安管理に対する政府並びに經營者の無責任さを実証して余りあるものがあるのであります。大辻、上清両炭鉱の災害にいたしましたが、こうした炭鉱爆発やガス爆発がなかなかとより、防火設備がきわめて不完全であったことにあるといわなければなりません。上清炭鉱では、警報器も設置をしておりません。

今回、私は、本院の大辻炭鉱災害調査團に参加し、災害のなまなましい状況を見聞して参りましたが、火災が発生したコンプレッサ室は、岩壁側で

天井は木材のたる木を使用するなど、防火構造がきわめて不完全であり、常識では想像だにできないような坑内施設であります。(拍手)

もってしても、炭鉱災害は天災ではなく、人災であることを痛感せざるを得ないのであります。(拍手)地下労働といふべきをもってしても、炭鉱災害は天災でなく、人災であることを痛感せざるを得ないのであります。

安全、保安は、どんなに十分であつても、十分過ぎるということはあります。現在のような、労働者の注意力のみにたよるといった安易な保安管理のあり方は、この際、根本的に改めべきであります。人命を尊重するため

に、鉱山保安法の抜本的改正は、一刻猶予も許しません。もはや、議論の段階を通り越して、実行の段階にあることを、ここに強く訴えたいであります。(拍手)

また、現行鉱業法にいたしましては、その改正が呼ばれてからすでに久しく、現在、鉱業法改正審議会で検討されておりますが、いまだにその結論すら見ていないのであります。炭鉱災害の大きな要因となっている租鉱権問題や、鉱区の整理統合などの抜本的解決等は、一日もゆるがせにできない問題であることを、あわせて強調するものであります。

次に申し上げたいことは、相次ぐ災害を未然に防止するために、保安監督を厳重に実施し、施設改善の困難な炭

鉱に対しても可及的すみやかに休廃山を行なわしめ、これによつて生ずる諸問題の解決に政府は遺憾なきを期せらるべきであります。さらに、石炭鉱業

の保安、安全設備、なまんすく、中小炭鉱の徹底的な設備改善は急務の問題であり、政府は、保安設備に対する補助並びに低利資金の確保、その他適切な措置をすみやかに講ずべきことを、強く指摘するものであります。

政府は、災害のたびごとに、保安監督行政の強化を口にしておりますが、その場限りに終わつております。今日に至るも何ら強化された事実が認められないのであります。福岡鉱山保安監督部の例を見ましても、わずか四十人の現

監督官が、三カ月に二回の巡回で、刻々に移り変わる坑内条件を把握することとは、不可能といわなければなりません。しかしながら、保安監督官が、保安監督官が公務の執行にあたつて暴行や脅迫等の妨害が公然と行なわれているのにもかわらず、

これが放置されていることは、全く監督行政以前の問題であり、法治國家として絶対に許すことのできないものであります。上清災害の責任を感じてみ

ります。それが現行の法律をもつてしては、わずかに平均六十五万円程度より支給されないのであります。労働基準法や労災法が制定された当時の実情と今日の社会

は、あらゆる基準が現情勢に対応して是正されつつある今日、労働基準法や労災法もすみやかに改正し、労働災害によ

る犠牲者の遺族がもっと手厚い援護が受けられるように、十分な措置を講ずべきであります。また、豊州炭鉱の水没事故による犠牲者の遺体は、すでに

半年を経過しているにもかかわらず、いまだに収容されておりません。一体、政府、經營者は、いかなる取扱策を考えているのか。私は、これらの遺族の方の心情に思いをいたしますとき、まことに暗たんなるものがあるのです。

第五は、石炭鉱業安定政策の確立であります。

最近、炭鉱災害が増大している背景に石炭鉱業合理化法があることは、もはや否定のことのできない事実であります。石炭鉱業合理化の名のもとに

弱小炭鉱の買いつぶしを進めているこの法律は、ひたすら目先の利潤のみを追求する資本のむき出しを目的としているのであります。言うまでもなく、政府、經營者が企図している、昭和三十八年までに十二万人もの首切りを行なうといふ無謀な合理化政策から

は、石炭鉱業の安定は望むべくもない

のであります。私が国の中重要なエネルギー源としての石炭鉱業を長期に安定させるため、今

国会に、石炭の生産体制の確立、流通機械の整備を主要な柱とした石炭鉱業

安定期定政策を提出し、議員各位の賛同を得て、一切に念願しているところであります。幸いに、この決議案の第一に、石炭鉄業の安定政策の確立がうたわれましたことは、私の衷心より喜びとするところであります。ですが、政府においては、さらずに百尺竿頭一步を進めて、石炭鉄業の真の安定策を確立されるよう、強く要望する次第であります。

以上申し述べたような政策が実施されてこそ、初めて痛ましい犠牲者の靈を慰める道であることを最後に強調いたしまして、私の賛成討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決いたします。

本件を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、通商産業大臣及び労働大臣から発言を求められておりまするから、順次これを許します。通商産業大臣椎名悦三郎君。

〔國務大臣椎名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(椎名悦三郎君) 炭鉱災害防止に関する決議に対しまして所見を申し述べたいと存じます。

最近における炭鉱の重大災害の頻発は、政府といたしましてもまことに遺憾であります。政府においては、さらずに

憾とするところであり、災害の犠牲者となられました方々に深く哀悼の意を表するものであります。申すまでもなく、人命尊重は何よりも重要であります。政府は、かねてから、保安の確保は生産に優先すべきものであるとの方針をもつて鉱山保安行政を推進してきた次第であります。が、今後につきまして、ただいまの決議の御趣旨を十分に尊重いたしまして、すみやかに所要の施策を進めて参りたいと存じます。

すなわち、第一の点につきましては、通商産業省は、従来から、石炭の経済性の向上と需要の拡大により石炭鉱業の安定をはかるため努力して参りましたのであります。が、今後も、さらに産炭地域の振興、産炭地発電の推進、石炭の長期取引体制の確立等の施策を講じて、その健全な発達をはかることといたす所存であります。

第二の、鉱山保安監督行政の強化につきましては、鉱山保安法の厳正な施行に努めるほか、鉱務監督官の増員等、監督体制の強化について検討を進めております。

第三の、鉱業法、鉱山保安法の抜本的改正につきましては、基本法たる鉱業法につきましては、現在、鉱業法改正審議会において審議が行なわれております。が、鉱山保安法につきましては、近時の大灾害にかんがみ、十分な検討を重ねたいと存じます。

さらに、保安施設改善の困難な炭鉱の休廃山につきましては、その炭鉱から生じる離職者につき特に手厚い援護に万全を期することを中心として、日下その是定施設に対する補助等につき、特に終段の意を用いて検討を進めております。

以上の措置を早急に講しまして、鉱山保安の万全を期するとともに、さらに、遭家族の方々に対しましては、今後の生活の安定をはかるため、炭鉱主はもとより、関係各省と十分協議して善処して参りたいと存じます。(拍手)○謹長(清瀬一郎君) 労働大臣石田博英君。

〔国務大臣石田博英君登壇〕

○国務大臣(石田博英君) 鉱山の災害が続発いたしておりますことにつきましては、労働者保護並びに一般の産業安全の責任を持っております立場から、きわめて遺憾に存じます。

ここに、犠牲になられた方々の靈に對しまして、つつしんで哀悼の意を表しますとともに、ただいま行なわれました御決議の趣旨を尊重いたしまして、特に中小企業の安全設備の整備のために諸般の施策を考究いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する

日程第一　簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十四日

衆議院議長清瀬一郎殿

卷之三

る法律

卷之三

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のよう
に改正する。

第十七条第一項中「二十五万円」

第十七条第一項中二十五万円を「、昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は

では「三十万円」同年四月一日以後は「五十万円」に改め、同条第一項中「五千円」を「一万円」に改める。

第十八条第一号中「昭和二十九年」を「昭和三十五年」に、「第九回生命

表」を「第十回生命表」に改め、「保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生残表」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なお従前の例による。

なお、採決の後、委員会は、委員佐藤洋之助君の動議により、自由民主
党、日本社会党、民主社会党的三党共
同提案にかかる次の附帯決議を全会一
致をもつて議決いたしました。

付託を受けまして以来、会議を開いて慎重審議を重ね、三月二十九日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、賛成多数をもつて本案は政府原案の通り可決すべきものと議決した次第

る計算に改めて保険料の引き下げをはかったこと、第四に、施行期日を本年四月一日とし、本法案施行前に効力が発生した保険契約についてはなお従前の例によることとしたこと等であります。

るためには、これを相当程度引き上げ

る必要がありますので、保険金最高額を昭和三十七年三月三十一日まで三十万円、同年四月一日以後は五十万円に引き上げること、第二に、現

簡易生命保険及び郵便年金事業の 附帯決議

右
國會に提出する。

内閣總理大臣 池田 勇人

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

節 その他の特例(第六十四条—第六十八条)を
第六節 第二款 資産の譲渡の場合
第一款 収用等の場合
第二款 市街地開発等に
第三款 その他の特例
第四款 合併等の場合の課税

の課税の特例
課税の特例(第六十四条第一第六十五条の二)
係る資産の買換との場合の課税の特例(第六十五条の三・第六十五条の四)
第六十六条(第六十六条の二一第六十六条の六)
第六十六条の七一第六十六条(第六十六条の六)

第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条の二の次に次の二条を加える。

発地区として指定された地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政

(低開発地域における工業用機械等の特別償却) 第二回
令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三条 青色申告書を提出する個人が、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第一号）第二条の規定により低開発地域工業開
業登記により当該期間内に機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物（第十一条から前条までの規定の適用を

昭和三十六年三月三十日　衆議院会議録第二十三号　簡易生命保険法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の所得の計算上、当該工業用機械等の減価償却費として必要な経費に属する年における当該個人の事業算入する金額は、所得税法第十一条第二項の規定にかかるらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額(当該取得価格が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことと伴つて増加した額の三分の一(建物については、五分の二)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

成のために買ひ取られた場合
所得税法の施行地にある他の土
地等その他その他の買ひ取られた資
産に代わるべき資産として政令
で定めるもの

二、首都圏の既成市街地における
工業等の制限に関する法律（昭
和三十四年法律第十七号）第二
条第二項に規定する作業場（以
下この号において「作業場」とい
う。）の敷地の用に供されてい
る土地等が譲渡された場合（次
号又は第四号の場合に該当する
場合を除く。）において、当該譲
渡をした者が、政令で定めると
ころにより、当該譲渡が同法第四
条第一項本文に規定する規制が
あることに基づいて行なわれた
ものであることその他政令で定
める事情があることにつき東京
都知事の認定を受けたとき。

工業開発区域内にある土地等
で、当該譲渡をされた土地等に
係る作業場の床面積をこえる床
面積を有し、かつ、同法第二条
第四項に規定する制限施設に該
当する作業場（以下の条及び
次条において「特定規模の作業
場」という。）の敷地の用に供す
るためのもの

三、中小企業振興資金等助成法
(昭和三十一年法律第百十五号)
第十四条第二項に規定する中小

企業者の営む製造業（物品の修理加工業を含む。）の用に供されている同項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者を組員又は所属員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業大臣の承認を受けたとき。 工業開発区域内にある土地等で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、その者が、当該資産の譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄稅務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「稅務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

他大蔵省令で定める事項を記載し、かつ、これらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

4 第一項に規定する工業開発区域とは、次に掲げる区域又は地区のうち、都市計画その他市街地の整備の見地から工場を設置するのに適当な区域として政令で定める区域をいう。

一 首都圈整備法（昭和三十二年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により同項の市街地開発区域として指定された区域その他これに準ずる区域として政令で定める区域

二 首都圈整備法第二条第一項に規定する首都圏に属する地域以外の地域において工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査により工場適地とされた地区

三 前二号に掲げる区域及び地区以外の地域において低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区

（買換資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等）

第三十八条の四 第三十六条第二項の規定は、前条第一項第二号から

第四号までの規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、同項第一号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたとところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合について準用する。

二 第三十六条第三項の規定は、前条第二項の規定の適用を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合について準用する。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する期間内に、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同条第一項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに

合を除く。)において、当該譲渡をした法人が、政令で定めることによるものであることとその他の政令で定める事情があることにつき東京都知事の認定を受けたとき。
第四項に規定する工業開発区域をいう。(以下この項において同じ。)内にある土地等で、当該譲渡をされた土地等に係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場(以下この条及び次条において「特定規模の作業場」といふ。)の敷地の用に供するためのもの。

三 中小企業振興資金等助成法第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業(物品の修理加工業を含む。)の用に供されるいる同項に規定する工業用地(以下この号において「工場用地」という。)が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人を組合員又は所属員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業

大臣の承認を受けたとき。工場用地として当該事業の用に供するためのもの。

四 機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二条の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき。工業開発区域内にある土地等（工業開発区域以外の地域において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合には、当該地域にある土地等）で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの。

前項第二号から第四号までの規定の適用を受けた法人が、買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合に、当該買換資産を、同項第二号の場合は同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供しない場合又はこれらの用に供さない

くなつた場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、それぞれ当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告書等の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

(市街地開発等に係る資産の買換えに關し特別勘定を設けた場合の課税の特例)

の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項又は前項において準用する前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 第六十四条の二第四項（後段を除く。）及び第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人について準用する。

第五節 合併等の場合の課税の特例

（被合併法人の清算所得のうち評価益から成る金額に係る課税の特例）

第六十六条の二 法人（清算中の法人を除く。以下第六十六条の六までにおいて同じ。）で青色申告書を提出するもの（うち次に掲げるものが合併（政令で定める要件みたすものに限る。）を行ない、かつ、当該合併により消滅した法人（以下第六十六条の五までにおいて「被合併法人」という。）の清算所得の金額のうちに法人税法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの（以下この条において「評価益」）がある場合において、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法

3 前項の場合において、当該出資の条において「出資事業年度終了」の日が当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額に相応する。

これらの出資に係る資産（以下この条において「出資受入法人」といふ。）の出資を受けた法人（以下この条において「出資受入事業年度」といふ。）が、当該出資を受けた日を含む事業年度（以下この条において「出資受入事業年度」といふ。）において減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資法人が、当該出資の日を含む事業年度（以下この条において「出資事業年度」といふ。）において当該特定出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額（その価額が当該特定出資資産の出資前帳簿価額に満たない場合には、当該出資前帳簿価額を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該出資事業年度終了の日の所得の計算上、損金に算入す

該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、当該出資法人は、政令で定めることにより、当該出資事業年度において当該特定出資資産の価額とその出資前帳簿価額との差額に相当する金額を特別勘定として経理することができるものとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その經理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人（当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、その帳簿価額を第二項に規定する限度において減額してこれを財産目録に記載しつつ、同項の特別勘定を設けているものに限る。）の出資受入事業年度終了の日を含む当該出資法人の事業年度（以下次項において「圧縮記帳処理事業年度」という。）において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該資本額を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載する場合について準用する。

5 出資法人が第三項の規定により特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

6 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の指算金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に關する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

7 第六十六条の二第二項の規定は、第二項に規定する特別勘定を設けている法人について準用する。

8 第二項から第五項まで及び前項に規定するもののほか、第二項及び第三項に規定する特別勘定に關する必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の前に次の節名及び条を加える。

第八節 その他の特例

(鉄工業技術研究組合の所得計算の特例)

第六十六条の七 青色申告書を提出する鉄工業技術研究組合(清算中のものを除く。)が、鉄工業技術研究組合法第十三条第一項第一号に規定する法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する

固定資産で政令で定めるもの（以下この項において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつて試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき一円（当該試験研究用資産の取得価額が、その納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）をこえる場合には、そのこえる金額）を下らない金額をその帳簿額として財産目録に記載したときは、当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

二十九年法第百十二号) 第二条に規定する硫安(以下この条において「硫安」といふ。)を製造する法人(以下この条において「硫安製造者」といふ。)が昭和三十六年三月三十一日において現に日本硫安輸出株式会社(以下この条において「会社」といふ。)に對して売掛金を有している場合には、当該硫安製造者については、当該売掛金の額のうち政令で定めるところにより計算した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。この場合においては、当該硫安製造者の会社に対する売掛金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該損金に算入した金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

のものとした場合における販売価額との差額に対応するものとして政令で定める額の減額がされたものとみなす。
。 疏安製造者の昭和三十六年三月三十一日から同年七月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額のうち、第一項前段の規定により生じたもの又は前項前段の規定の適用があつたことにより生じたもの（同年四月一日から同年七月三十一日までの間の販売に係るものに限る。）として政令で定める額については、法人税法第九条第五項中「五年」とあるのを「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用する。

金が総益金をこえる場合のそのことによる損金の額と法人税法第九条第五項に規定する損金の額との合計額をいう。)は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該減額されたものとみなされた金額に達するまでの金額の減額がされたものとみなす。

養畜の用に供する土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかるわざず、当該土地の価格の千分の六とする。

第八十一条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条中「次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる事項(第八十八条の規定の適用を受けるものを除く。)」に、「日本經濟」を「日本經濟」に、「行政機關の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたもの」であり、又は機械工業振興臨時措置法第十二条の二第一項の規定による承認に係る」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「当該勧告若しくは指示又は承認があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り算出した金額が同号の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

のとよまうに改める。

一、会社の設立又は資本若しくは出資の増加（次号に掲げるものを除く。）それぞれ資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額の千分の三・五に相当する金額

二、合併による会社の設立又は資本若しくは出資の増加、それぞれ合併により増加した資本若しくは出資の金額の千分の一に相当する金額（当該資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額が合併により消滅した会社の合併当時の資本又は出資の金額（当該消滅した会社が二以上ある場合には、これらの会社の合併当時の資本又は出資の金額の合計額）をこえる場合には、そのこえる金額の千分の二・五に相当する金額を計算した金額）

第八十一条第三号中「権利の取得」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「千分の六」を「千分の六に相当する金額」に、「千分の四」を「千分の四に相当する金額」に改め、同条に次の一号を加える。

四、合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の権利の

(農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記の格の千分の二に相当する金額 第八十二条の次に次の二条を加える。)
第八十二条の二 農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けて合併した場合に、当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和三十六年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録税を免除する。
第八十三条第一号中「(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る)」を削り、同条第二号中「設立の日以後五年以内」を「設立の日から昭和三十九年三月三十一日までの間」に改める。

第一号の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用する。

3 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法律第二十一条)第一項第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

4 新法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定は、昭和三十六年四月一日以後に新法第六十五条の三第一項各号に規定する土地等の買取り又は譲渡がされた場合における当該土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新法第六十六条の二から第六十六条の四まで(新法第六十六条の二第一項第三号及び第四号に規定する法人に係る部分に限る。)及び新法第六十六条の五(新法第六十六条の二第一項第三号に規定する法人に係る部分に限る。)の規定は、これらの法人が昭和三十六年四月一日以後に同項第三号又は第四号に規定する勧告又は認可を受け合併する場合について適用する。

6 新法第八十一条(同条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十六年四月一日以後に行なわれる当該勧告又は指示によつてさ

れる当該事項に係る登録税について適用し、同日前に行なわれた改正前の租税特別措置法第八十一条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、試験研究の助長、特定産業の助成及び低開発地域における工業開発等の促進を図るため、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却、特定機械工業の合併等の場合の清算所得に対する法人税の課税の特例、低開發地域において取得する機械設備等の買換えの場合の所得税及び法人税の課税の特例その他の措置とともに、農業協同組合等の合併に伴う登記、開拓農者の取得する農地に係る登記等の登録税を減免し、その他海外移住者に対する譲渡所得等の所得税を軽減する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○鷹田宗一君 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事鷹田宗一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○鷹田宗一君登壇
〔報告書は会議録追録に掲載〕
法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本案は、鉱工業技術研究組合法、低開発地域工業開発促進法その他の法律が提出されたこと等に伴い、税制上必要な特別措置を講ずるため、重ねて租税特別措置法の改正をしようとするものであります。

その改正のおもな第一点は、鉱工業技術研究組合法に基づいて設立される鉱工業技術研究組合が、その試験研究用の機械設備等の取得に充てるため、組合員が組合に對して納付する費用について、三年間でその全額を償却する

方法を認めるとともに、組合員が組合に對して納付する費用について、一定の要件のもとで、その買

いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する等の方法で課税の特例を認めようとするものであります。

さらに、硫安製造業者が日本硫安輸出株式会社に対して有する売掛金で、本年七月三十一日までに生じたものの

うち、日本硫安輸出株式会社の欠損に見合うものを、法人の所得の計算上損

失については十年間の欠損金の繰り越し控除ができる等の特例を設けようとするものであります。

法等に基づき合併を行なう農業協同組合等、または中央卸売市場において卸売を行なった場合には、この合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減するとともに、特定機械工業を営む法人が低開発地域工場を営む法人が事業の共同化のために一定の要件に従つて現物出資した場合には、その出資により取得した株式について圧縮記帳の方法を認め、さらには増設する場合には、一定の要件の製造の事業の用に供する設備を新設または増設する場合には、一定の要件のもとで、初年度において、機械設備については取得価額の三分の一、工場建物については五分の一を普通償却の別ワクとして償却することを認める特別償却の制度を設けようとするものであります。

また、特定機械工業を営む個人または法人が一定の要件に従つて工場を移転する場合、及び、中小企業者が一定の要件に従つて一団地の工場用地に工場を移転する場合に生ずる譲渡所得について、一定の要件のもとで、その買いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する等の方法で課税の特例を認めようとするものであります。

さらに、硫安製造業者が日本硫安輸出株式会社に対して有する売掛金で、本年七月三十一日までに生じたもののうち、日本硫安輸出株式会社の欠損に見合うものを、法人の所得の計算上損失に算入するとともに、これに伴う損失について十年間の欠損金の繰り越し控除ができる等の特例を設けようとするものであります。

最後に、国の行政機関が作成した計画に基づいて海外に移住する者が移住に際して処分した資産の譲渡所得の課税について、百万円の特例免除を行

余儀なくされている実情であります。よつて、かような実情にかんがみまして、これら苦境にあえぐ船主に対して、現在の国内旅客船公団を改組して、資金調達が困難な弱小の船主を象として、公団との共有方式により、代替船の新造が可能となる措置を講じようとするものであります。

次に、その内容のおもなる点を申上げます。

第一点は、公団の名称を特定船舶整備公団と改めるとともに、公団の従事者の業務のほかに、戦時標準型船を解説する船主と費用を分担して貨物船を建造して、これを該船主に使用せしめる等の業務ができるようにしようとすることです。

第二点は、公団の業務の拡張に伴いまして、理事一名の増員をはからうとしているものであります。

なお、貨物船建造業務につきましては、来年度以降三年にわたり行なうことをいたしております。

本法案は、二月二十二日本委員会に付託され、同月二十四日政府より提安理由の説明を聴取し、三月十五日、十八日、三十日質疑を行ないました。が、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、同三十日、討論を省略し、採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案通り可決いたしました。

なお、日本社会党山口丈太郎君によれば、日本社会党、自由民主党並びに民主社会党を代表して、本法案に対し、戦標船の代替建造の促進をはかるため、融資額の増額、戦標船解撤に伴う下船船員の待遇について善処するよう政府に要望する趣旨の附帯決議案が提出され、原案通り可決いたしました。

次に、港湾法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、重要な港湾地帯における地盤沈下は著しく、港湾活動及び民生の安定上、重大な影響を及ぼしております。政府は、この事態を早急に改善するため鋭意努力を重ねて参りましたが、これに必要な港湾工事には多額な費用を要しますので、港湾管理者の財政負担力にかんがみまして、これらの工事について高率の国庫負担等を行なおうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

港湾管理者が地盤沈下対策工事を行なう場合には、国は、通常の港湾工事費の五分の一を負担することとなつておりますと、その工事費用の十分の五を負担することができます。これが当分の間国が十分の六まで負担することができるようになりますと、國がこれら工事を直轄で施行する場合にも、これに準じた措置とすることができるようになります。

本法案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、三月三日政府より提案理由の説明を聴取し、同月二十八日、三十日質疑を行ないました。その内容は会議録により御承知を願います。
かくて、同三十日、討論を省略して原案通り可決いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
すなわち、この際、内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
右
国会に提出する。
昭和三十六年二月一日
内閣總理大臣 池田 力人
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のようにより改定する。

目次中「第六章 核燃料物質の使用等に関する規制(第五十二条)第六十一条」を「第六章 核燃料物質の使用等に関する規制(第五十二条)第六十六条」に改め、第六十一条の八に加える。

第一条中「必要な規制を行ふ」の下に「ほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に関する必要な規制を行なう」を加える。

第二条に次の二項を加える。

8 この法律において「国際規制物質」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束(以下単に「国際約束」といふ。)に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

9 前項の国際規制物質は、内閣総理大臣が告示する。

第十条第二項第四号及び第二十条第二項第四号中「第六十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十九条の次に次の二項を加える。

(定期検査)

のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行なう検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査は、その原子炉施設の性能が總理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行なう。

第三十条中「原子炉の運転計画」を「原子炉(政令で定める原力炉)を除く)の運転計画」に改める。

第三十三条第一項第六号中「第六十二条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十六条中「内閣総理大臣は、」の下に「原子炉施設の性能が第二十九条の二第二項の技術上の基準に適合していない」と認めるとき、「又は」を加え、「若しくは原子炉の運転又は」を、「原子炉の運転若しくは」に改める。

第五十三条第二号中「廢棄施設」の下に「(以下「使用施設等」という。)」を加え、「同条第四号を次のように改める。

四 核燃料物質の使用を適確に行なうに足りる技術的能力があること。

第五十五条の次に次の二条を加える。
 (施設検査)

第五十五条の二 使用者は、總理府令で定めるところにより、政令で

定める核燃料物質の使用施設等の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。その使用施設等を変更する場合における該使用施設等についても、同様とする。

2 前項の検査においては、その使用施設等の工事が總理府令で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

第五十六条第二号中「前条」を「第五十五条」に改め、同条第四号中「第六十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第五十六条の三第一項若しくは第四項の規定に違反し、又はは第五条第三項の規定による命令に違反したとき。
 第五十六条の三第二号を加える。

四 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第六十一条たゞし書中「条約その他の」を削り、同条に次の二号を加える。

十 第六十一条の八の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

第六章の次に次の二章を加える。
 第六章の二 國際規制物資の使用に関する規定

(記録)

第五十六条の二 使用者は、總理府令で定めるところにより、核燃料物質の使用に關し總理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

定める核燃料物質を使用する場合においては、總理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができ。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第六十一条たゞし書中「条約その他の」を削り、同条に次の二号を加える。

十 第六十一条の八の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

第六章の次に次の二章を加える。

十一 第六十一条の八の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

第六章の二 國際規制物資の使用に関する規定

(使用の許可)

第五十六条の二 國際規制物資を使用しようとする者は、政令で定め

るところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社及び製鍊事業者が国際規制物資を製鍊の事業の用に供する場合

二 原子燃料公社及び加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供する場合

三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合(日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行なう場合に限る。)

五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

第六十一条の四 第六十一条の二第二項の許可を受けた者(以下「国際規制物資使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、總理府令で定めるところにより、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の届出)

五 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

四 使用の場所
 五 予定使用期間

第六十一条の三 次の各号の一に該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一 第六十一条の五の規定により前条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上に處せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

五 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

第六十一条の四 第六十一条の二第二項の許可を受けた者(以下「国際規制物資使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、總理府令で定めるところにより、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 国際規制物資の種類及び数量

2 国際規制物資使用者は、第六十一条の二第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、

変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第六十一条の五 内閣総理大臣は、

国際規制物資使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一条

の第二項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の三第二号から第

四号までの一に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定により届出をしなければならない事項を届出をしないでしたとき。

三 第六十二条第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第六十一条の六 国際規制物資使用者は、総理府令で定めるところにより、国際規制物資の使用に因し、総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(使用の届出)

第六十一条の七 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者は、総理府令(第一号に該当するときには、通商産業省令)で定めるところにより、あらかじめ、その使用する國

際規制物資の種類及び数量並びに

予定使用期間を内閣総理大臣(第一号に該当するときには、内閣総理大臣及び通商産業大臣)

に届け出なければならない。

一 製練事業者が国際規制物資を製練の事業の用に供しようとするとき。

二 加工事業者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供しようとするとき。

三 原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供しようとするとき。

四 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使

用の目的に使用しようとするとき。

五 使用者が国際規制物資のすべての使用を廃止し、又は国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し、「又は使用者は」を「使用者は」に改め、同条第二項中

「若しくは第五十二条第一項」を「第

五十二条第一項若しくは第六十一条の二第一項」に改め、同条第四項中「使用者」の下に「又は国際規制物資使用者」を加える。

六 使用者が国際規制物資の返還又は譲渡を命ずることができる。

一 國際約束が停止され、若しくは廢棄され、又は国際約束の期間が満了したとき。

二 國際約束に基づき国際規制物資の供給当事国政府(国際機関を含む。以下同じ。)が購入優先権を行使したとき。

三 第六十二条第一項中「許可には」の下に、次項に定める場合を除くほか

を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、

一号に該当するときにつきにあつては、

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三条第一項の指定又は第十三

条第一項、第二十三条第一項、第

五十二条第一項若しくは第六十一

条の二第一項の許可には、国際規

制物資の用途又は譲渡の制限その

他国際約束を実施するために必要

な条件を附することができる。

第六十七条の次に次の二条を加え

る。

第六十七条(原子力施設検査官)

第六十七条の二 科学技術庁に、原

子力施設検査官を置く。

2 原子力施設検査官は、第二十八

条から第二十九条の二まで、第四

十六条又は第五十五条の二の検査

に關する事務に從事する。

3 原子力施設検査官の定数及び資

格に關し必要な事項は、政令で定

める。

第六十八条(原子炉)

第六十八条第一項中「又は使用者」

を「使用者又は国際規制物資使用者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、主務大臣の指定

するその職員の立会いのもとに、

国際約束で定める範囲内において、国際規制物資を使用している

者の事務所又は工場若しくは事業

所(原子炉を船舶に設置する場合

を含む。以下同じ。)に立ち入り、

第七十八条(核燃料物質)

第七十八条第一項中「許可には」の

下に「若しくは国際規制物資」を加え、「若しくは使用者」を「使用者若しくは国際規制物資使用者」に改める。

第六十九条第一項中「又は第五十

九条第一項」を「若しくは第三十九条

六条」を、第五十六条又は第六十一

条の五」に改める。

第七十条(試験)

第七十条第一項中「又は第三十

九条第一項」を「若しくは第三十九条

六条」を、第五十六条又は第六十一

条の五」に改める。

第七十一条(試験)

第七十一条第一項中「又は第四十

九条第一項」を「若しくは第三十九条

六条」を、第五十六条又は第六十一

条の五」に改める。

第七十二条(試験)

第七十二条第一項中「届出」の下に「(国

際規制物資使用者に係る届出を除く。)」を加える。

第七十三条(試験)

第七十三条第一項中「第二十九条」を「第二

十九条の二」に改める。

第七十四条(試験)

第七十四条第一項中「又は第五十

九条第一項」を「第五十五条第一項

又は第六十二条第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六条第一

項(第五十一条において準用する場合を含む。)」を「第四十六条第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)」に改める。

重要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去ることができる。

第六十九条第一項中「又は第五十

九条第一項」を「若しくは第三十九条

六条」を、第五十六条又は第六十一

条の五」に改める。

第七十条(試験)

第七十条第一項中「又は第三十

九条第一項」を「若しくは第三十九条

六条」を、第五十六条又は第六十一

条の五」に改める。

第七十一条(試験)

第七十一条第一項中「又は第四十

九条第一項」を「若しくは第三十九条

六条」を、第五十六条又は第六十一

条の五」に改める。

第七十二条(試験)

第七十二条第一項中「届出」の下に「(国

際規制物資使用者に係る届出を除く。)」を加える。

第七十三条(試験)

第七十三条第一項中「第二十九条」を「第二

十九条の二」に改める。

第七十四条(試験)

第七十四条第一項中「又は第五十

九条第一項」を「第五十五条第一項

又は第六十二条第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六条第一

項(第五十一条において準用する場合を含む。)」を「第四十六条第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)」に改める。

第七十八条(試験)

第七十八条第一項中「又は第九号」と

「第七号」の

次に次の二号を加える。

すなわち、議院運営委員長提出、衆

すなわち、議院運営委員長提出、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動機に御異議ありませんか。

○副議長（久保田謙松）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

衆議院事務局職員定員規程の一部
を改正する規程案
右の議案を提出する。
昭和三十六年三月三十日
提出者

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

この規程は、昭和三十六年四月
日から施行する。ただし、改正後、
規定にかかわらず、同条に規定する
定員は、同年六月三十日までの間は
千四百八十七人とし、同年七月一〇
日から同年九月三十日までの間は千工
百人とする。

を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案について、提案の趣旨を御説明いたしました。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、事務局職員の定員を千四百七十八人から五百二人に改めようとするものでありますて、その内容は、常勤職員からの振りかえり

出席國務大臣	通商產業大臣	椎名悅三郎君
勞働大臣	石田 博英君	
國務大臣	池田正之輔君	
出席政府委員		
大蔵政務次官	大久保武雄君	
運輸政務次官	福家俊一君	
郵政政務次官	森山 欽司君	

一、去る二十八日、本院は衆議院議員足鹿覺君、同重政誠之君、同首藤新八君、参議院議員北村暢君及び同河野謙三君が肥料審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

中央選舉管理委員會
大浜 英子君（中御門經民君の
補欠）

(通知書受領)
一、昨二十九日、參議院議長から、國會において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十九日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律
開拓融資保証法の一部を改正する法律
港湾整備特別会計法
資金運用部資金法の一部を改正する法律
矯正医官修学資金貸与法
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
医療金融公庫法の一項を改正する法律
放送法第三十七条第一項の規定に基づき、国会の承認を求める件
(通知書受領及び通知)
一、昨二十九日、松野参議院議長から
清瀬議長宛、参議院は中央選挙管理
会委員を次の通り指名した旨の通知
書を受領した。
中央選挙管理会委員
大浜 英子君(中御門経民君の
補欠)
よつて国会は右の通り指名した旨内
閣に通知し、その旨参議院に通知し
た。

問に対して、石川県をして実地調査を行なわせ、その報告をまつて検討する必要があるため、昭和三十六年四月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第二十号中正誤

△段行誤正
三改正案法
改正法案

昭和三十六年三月三十日 衆議院会議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年三月三十日 衆議院會議録第二十三号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円)
郵送料一円
支拂

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印
電話九段北三一五六七四

五二六